

# 金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会設置要綱

(平成31年4月15日決裁)

## (目的及び設置)

第1条 本市のガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方を検討するため、金沢市ガス事業・発電事業あり方検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、本市のガス事業及び発電事業の今後の経営形態のあり方について調査審議し、答申するものとする。

## (組織等)

第3条 委員会は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する答申の日までとする。

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (オブザーバー)

第5条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

2 オブザーバーは、市長が委嘱し、その任期は委員の任期の例による。

3 オブザーバーは、必要に応じて会議に出席し、専門的知識及び経験により、意見を述べることができる。

## (会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、議事に関係ある者の出席を求め、その意見を

聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企業局経営企画部経営企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 2 この要綱は、第2条の規定による答申の日限り、その効力を失う。